

浜松商工会議所

プラタナス共済制度のしおり

＜災害保障特約付団体定期保険＞

＜加入者の皆様へ＞

本しおりは、2022年4月現在の内容を記載しています。

今後、将来にわたって、経済情勢の変動等の理由により、内容が変更されることがあります。今後も、本しおりに変更があった場合は、加入者の皆様には、当共済制度ホームページより速やかにお知らせをいたします。

当ホームページにてご契約のご確認をいただくようお願いいたします。

浜松商工会議所共済制度 ホームページ <http://kyosai.net>

浜松商工会議所 会員共済課

作成日：2022年4月

ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは浜松商工会議所団体定期保険(プラタナス)共済制度にご加入いただき誠にありがとうございました。今後ともこの制度を末永くご利用くださいますようお願い申し上げます。ここに制度の内容と事務取扱いについてご説明申しあげ、本制度の円滑な運営のためにご協力をお願い申しあげる次第でございます。

目 次

●ご加入について

1. 加入資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 加入申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 加入日・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 効力発生日・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5. 被保険者証・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
6. 加入口数(保険金)・・・・・・・・・・2
7. 加入口数の増口・・・・・・・・・・2

●保障の種類について

1. 死亡保険金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. 高度障がい保険金・・・・・・・・・・3
3. 災害保険金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 障がい給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5. 入院給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

●保障額について

●見舞金・祝金について

1. 通院見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 入院見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 見舞金の請求について・・・・・・・・4
4. 結婚祝金・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. はたち祝金・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
6. 出生祝金・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
7. 結婚・はたち・出生祝金の請求について・4

●更新について

●掛金の払込について

1. 掛金・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2. 掛金の振替日・・・・・・・・・・・・・・・・6
3. 振替ができなかった場合の取扱い・・・・6
4. 月額掛金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

●脱退・変更等の手続について

1. 変更の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2. 変更日・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

●保険金および給付金の請求手続について

1. 事故発生のご連絡・・・・・・・・・・7
2. 必要書類の受渡し・・・・・・・・・・7
3. 提出していただく書類・・・・・・・・8
4. 保険金等の受取人・・・・・・・・・・8

●税務について

1. 掛金・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2. 死亡保険金・災害保険金・・・・・・・・9
3. 高度障がい保険金・障がい給付金・入院給付金・・・・・・・・・・9

●配当金について

●団体定期保険の約款について

1. 告知義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2. 保険期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
3. 責任開始日(効力発生日)・・・・・・10
4. 保険料の計算・・・・・・・・・・・・・・・・10
5. 保険金等の支払・・・・・・・・・・10
6. 保険金等が支払われない場合・・・・12
7. 告知義務違反による解除・・・・・・12
8. 重大事由による解除・・・・・・・・・・13
9. その他の解除・・・・・・・・・・13
10. 保険金等の請求手続・・・・・・・・・・14
11. 死亡保険金額の増額(加入口数の増口)・・14
12. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理・・・・・・・・・・14
13. 必要事項の報告・・・・・・・・・・14
14. 保険契約の更新・・・・・・・・・・14
15. 配当金・・・・・・・・・・14
16. 時効・・・・・・・・・・14

●浜松商工会議所団体保険(プラタナス)

共済制度見舞金・祝金支給規程

- 別表 1 死亡保険金、高度障がい保険金、災害保険金、障がい給付金および入院給付金額表・・・・・・・・・・18
- 別表 2 対象となる不慮の事故・・・・・・・・19
- 別表 3 対象となる感染症・・・・・・・・20
- 別表 4 給付割合表・・・・・・・・21
- 別表 5 身体の同一部位・・・・・・・・25
- 別表 6 病院または診療所・・・・・・・・25
- 別表 7 入院・・・・・・・・25

この制度の団体定期保険部分は浜松商工会議所が別記の生命保険会社と締結した「災害保障特約付団体定期保険契約」にもとづいて運営されます。

したがってお申込の契約については契約内容重要事項記載資料（パンフレット）および「団体定期保険普通保険約款」、「団体定期保険災害保障特約条項」の他、この「しおり」に記載された内容が適用されますので、ご加入に際しては必ず契約内容重要事項記載資料（パンフレット）、この「しおり」及び巻末の＜団体定期保険の約款について＞をご参照ください。また、当会議所には独自の見舞金制度・祝金制度があります（生命保険ではありません）。

ご加入について

つぎの各事項はこの制度の基本となる大切なことですので、今一度ご確認ください。

1. 加入資格

この制度には浜松商工会議所会員事業所の個人事業主、法人の役員およびその従業員で14歳6ヵ月を越え、70歳6ヵ月以下の方のうち、つぎの（１）～（４）に該当する方を除いて、どなたでも被保険者として加入できます。（１）～（４）に該当する方は別途「告知書」を提出下さい。その場合は、告知内容により、加入（増額）できない場合があります。

※「加入申込書」および「告知書」に基づき、引受生命保険会社が承諾しない場合はご加入になれません。
＜被保険者となられる方全員が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知（記名・捺印）し、保険加入に同意することが必要です。＞

- （１）現在、就業制限を受けている。
- （２）最近3ヵ月以内に医師による治療（指示・指導・注1を含みます）・投薬を受けたことがある。
- （３）過去1年以内に、ケガや引受生命保険会社がおたずねする告知いただきたい病気で手術をうけたこと、または継続して2週間以上の入院をしたこと、または2週間以上にわたり注2、医師の治療（指示・指導・注1を含みます）・投薬をうけたことがある。
- （４）手・足の欠損または機能に障がいがある。また背骨（脊柱）・視力（メガネなどを使用しても左右いずれかの視力が0.3以下）・聴力・言語・そしゃく機能に障がいがある。

（注1）指示・指導とは

医師の診察・検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることも含みます。

（注2）2週間以上にわたりとは

一連の病気やけがで、医師の診察・検査・治療・投薬を受け、転医・転科を含め、初診から終診までの継続加療期間で、医師の管理下にあった期間をいいます。

例えば、受診日は2日であっても、初診日から治療終了日までが、それらの日を含めて2週間以上の場合は告知が必要です。（実際の診療日数ではありません）1回の受診で2週間以上の投薬を受けた場合も告知が必要です。

なお、上記（１）～（４）の各事項について、事業主または被保険者が故意または重大な過失によって、加入または増額申込の際に、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときは、告知義務違反として保険金、給付金のお支払ができない場合がありますので十分ご注意ください。

※特に危険な職種に従事する事業所の場合、加入を制限することがあります。（危険な職種とは、競艇・オートバイ・自動車の選手、テストドライバー、ボクサー、レスラー、サーカス団員、潜水作業員その他これらに類似する業種及びこれらと同等の危険度があると認められる業種を言います）

※本所会員を脱退した場合など加入資格を失われた場合は、契約は継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

2. 加入申込

この制度に加入を希望する会員事業所の事業主（法人の場合はその法人、個人事業所の場合はその事業主をいいます）は、「加入申込書」に加入資格を有する方の氏名、保険金受取人等をご記入いただき被保険者の同意印・告知印・事業主印をご捺印のうえ、ご提出ください。

3. 加入日

加入申込は毎月お取扱いしますが、申込日によって次のとおり加入日が異なります。

（１）２０日までに申込みされた場合、申込の月の翌々月１日を加入日とします。

（２）２１日以後末日までに申込みされた場合、申込の月の翌々々月１日を加入日とします。

※休日の関係で締切日が早くなることがあります。

※書類不備がある場合は翌月の手続きになる場合があります。

4. 効力発生日

この制度の効力は加入日より発生します。したがって、申込日から加入日までの間に発生した死亡・高度障がいあるいは不慮の事故による障がいおよび入院については保障の責任を負いません。

5. 被保険者証

ご加入の証として「団体定期保険被保険者証」を発行いたします。なお、被保険者証の本所からの送付日は加入月の下旬頃となりますが、新規加入事業所については、担当普及員がお届けいたします。

6. 加入口数（保険金）

（１）加入は口数単位になっております。

（２）被保険者一人につき３口以上最高２０口を限度とします。（２０口を超えた分については無効となります）ただし、４０歳６ヵ月超の方は１８口、４５歳６ヵ月超の方は１５口、５５歳６ヵ月超の方は１０口、６０歳６ヵ月超の方は５口、６５歳６ヵ月超の方は３口を限度とします。

７０歳６ヵ月超の方は更新のみの取扱いとし、３口を限度とします。

7. 加入口数の増口（保険金の増額）

（１）加入口数の増口ができる方の資格は「１．加入資格」の場合と同様です。

（２）増口日（増額日）は増口の申込日によって「３．加入日」の場合と同様とします。

（３）増口分についての効力は増口日（増額日）から発生します。したがって増口申込日から増口日までの間に発生した死亡・高度障がいあるいは不慮の事故による障がいおよび入院については、増口がされてなかったものとして取扱います。

（４）既にご加入いただいている口数との合計が２０口を超える場合は、その超えた分は無効となります。

（５）増口の申込手続きは、「増額・減額・脱退申込書」に所定事項をご記入いただき被保険者の同意印・告知印・事業主印をご捺印のうえ、本所へご提出ください。

保障の種類について

この制度による保障の種類はつぎのとおりです。

なお、これらの保険金等は団体定期保険普通保険約款ならびに同災害保障特約条項にもとづいて支払われますので、詳細については＜団体定期保険の約款について＞（１０頁）をご確認ください。

1. 死亡保険金

被保険者が加入日以後の保険期間中に亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。ただし、つぎの場合には死亡保険金はお支払いできません。

- ①加入日から１年以内に自殺したとき
- ②事業主または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ③戦争、その他の変乱によるとき

2. 高度障がい保険金

被保険者が加入日以後の傷害もしくは疾病により、保険期間中に高度障がい状態（＜別表４＞給付割合表（２１頁）の第１級をいいます）になられたとき高度障がい保険金をお支払いします。ただし、つぎの場合には高度障がい保険金はお支払いできません。

- ①被保険者の故意により高度障がい状態となったとき
- ②事業主または保険金受取人が故意に被保険者を高度障がい状態にさせたとき
- ③戦争、その他の変乱が原因となって被保険者が高度障がい状態となったとき

3. 災害保険金

被保険者が保険期間中に加入日以後の不慮の事故による傷害（＜別表２＞対象となる不慮の事故（１９頁）に該当する場合をいいます）を直接の原因として、その事故の日から１８０日以内に亡くなられたとき、または加入日以降に発病した所定の感染症（＜別表３＞対象となる感染症（２０頁））を直接の原因として保険期間中に死亡または高度障がいになられたときに死亡保険金のほかに災害保険金をお支払いします。

4. 障がい給付金

被保険者が加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から１８０日以内で、かつ保険期間中に障がい状態（＜別表４＞給付割合表）となったとき、その程度に応じて障がい給付金をお支払いします。

5. 入院給付金

被保険者が保険期間中に、加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から１８０日以内に＜別表６＞に定める病院または診療所（２５頁）に治療を目的として入院（＜別表７＞に定める入院（２５頁））をされたとき入院給付金をお支払いします。

ただし、入院日数が５日未満の入院はその対象となりません。５日以上入院は保険期間中のその入院日数分（１２０日限度）をお支払いします。

つぎの場合には災害保険金、障がい給付金、入院給付金はお支払いできません。

- ①事業主または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の犯罪行為によるとき
- ④被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転中または酒気帯び運転（これに相当する運転を含む）中に生じた事故によるとき
- ⑦地震、噴火または津波によるとき
- ⑧戦争、その他の変乱によるとき

保障額について

前項の保険金等の金額についてはく別表 1 >「死亡保険金、高度障がい保険金、災害保険金、障がい給付金および入院給付金額表」(18頁)およびく別表 4 >「給付割合表」(21頁)をご参照ください。

見舞金・祝金について

見舞金制度は「災害保障特約付団体定期保険」では、保障の対象とならない部分、つまり不慮の事故による通院や病気による入院について見舞金を、また、祝金制度は結婚・はたち・お子様が誕生した場合に祝金をお支払いするというもので、浜松商工会議所独自の自家共済制度です。

この制度は、制度運営費によって運営されており、巻末の「浜松商工会議所団体保険（プラタナス）共済制度見舞金・祝金支給規程」によって実施されております。

1. 通院見舞金

加入者が不慮の事故により 5 回(5 日)以上通院したとき、お支払いします。

2. 入院見舞金

加入者が病気により 1 日以上、5 日以上または 30 日以上入院したとき、お支払いします。

3. 見舞金の請求について

見舞金を請求する場合は、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。折り返し本所より見舞金請求書(所定用紙)を送付しますので、所定事項をご記入捺印のうえ、医師の証明書をいただいて本所へご提出ください。

4. 結婚祝金

加入者が結婚したとき、お支払いします。

5. はたち祝金

加入者が満20歳の誕生日を迎えたとき、お支払いします。

6. 出生祝金

加入者にお子様が誕生したとき、お支払いします。

7. 結婚・はたち・出生祝金の請求について

祝金を請求する場合は、所定のweb申請をご利用いただくか、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。折り返し本所よりお祝金申請書(所定用紙)を送付しますので、所定事項をご記入捺印のうえ、結婚祝金は証明書として婚姻届受理証明書、戸籍謄本または抄本のいずれかの写しを、はたち祝金は身分証明書、健康保険者証、運転免許証のいずれかの写しを、出生祝金は母子健康手帳(出生届出済証明掲載頁)、出生届受理証明書、出生届出後の同居家族全員の住民票または戸籍謄本のいずれかの写しを添付のうえ、本所へご提出ください。

見舞金給付額表

(単位：円)

		3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口
見舞金 【浜松商工会議所の自家共済】	あらゆる不慮の事故による5回(5日)以上の通院	一律 9,000	一律 12,000	一律 15,000	一律 18,000	一律 21,000	一律 24,000	一律 27,000	一律 30,000	一律 33,000	一律 36,000	一律 39,000	一律 42,000	一律 45,000	一律 48,000	一律 51,000	一律 54,000	一律 57,000	一律 60,000
	1日以上入院	一律 6,000	一律 8,000	一律 10,000	一律 12,000	一律 14,000	一律 16,000	一律 18,000	一律 20,000	一律 22,000	一律 24,000	一律 26,000	一律 28,000	一律 30,000	一律 32,000	一律 34,000	一律 36,000	一律 38,000	一律 40,000
	5日以上入院	一律 9,000	一律 12,000	一律 15,000	一律 18,000	一律 21,000	一律 24,000	一律 27,000	一律 30,000	一律 33,000	一律 36,000	一律 39,000	一律 42,000	一律 45,000	一律 48,000	一律 51,000	一律 54,000	一律 57,000	一律 60,000
	30日以上入院	一律 15,000	一律 20,000	一律 25,000	一律 30,000	一律 35,000	一律 40,000	一律 45,000	一律 50,000	一律 55,000	一律 60,000	一律 65,000	一律 70,000	一律 75,000	一律 80,000	一律 85,000	一律 90,000	一律 95,000	一律 100,000

祝金給付額表

(単位：円)

		3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口
祝金	結婚祝金 はたち祝金 出生祝金	一律 6,000	一律 8,000	一律 10,000	一律 12,000	一律 14,000	一律 16,000	一律 18,000	一律 20,000	一律 22,000	一律 24,000	一律 26,000	一律 28,000	一律 30,000	一律 32,000	一律 34,000	一律 36,000	一律 38,000	一律 40,000

更新について

この制度は特に申し出のない限り、更新日（毎年4月1日）に自動的に更新して継続します。ただし、更新日現在における年齢により下記のとおり加入口数（保険金）の制限があり、自動的に減口（減額）または脱退の取扱いをします。

14歳6ヵ月超40歳6ヵ月以下の方	20口限度
40歳6ヵ月超45歳6ヵ月以下の方	18口限度
45歳6ヵ月超55歳6ヵ月以下の方	15口限度
55歳6ヵ月超60歳6ヵ月以下の方	10口限度
60歳6ヵ月超65歳6ヵ月以下の方	5口限度
65歳6ヵ月超75歳6ヵ月以下の方	3口限度
75歳6ヵ月超の方	契約満了

なお、75歳6ヵ月を超える方については、更新日の前日をもって、自動的に脱退の取扱いをします。また、同一保険期間内における保険金等の支払額が著しく過大と認められる事業所または、著しく危険の増加した事業所については、保険契約の更新が認められない場合があります。

掛金の払込について

1. 掛金
- 掛金をご加入日または毎年 of 更新日現在における年齢に応じ、月額掛金表のとおりとなります。なお、この場合の年齢は満年で計算し、1 年未満の端数月数については6 ヶ月以下のものは切り捨て、6 ヶ月を超えるものは切り上げて1 年といたします。※6 ヶ月ちょうどの場合は年齢が1 歳上がります。
2. 掛金の振替日
- (1) 各被保険者についての掛金は初回から加入申込時に指定いただいた金融機関の預金口座より、一括して毎月 2 2 日（休日の場合は翌営業日）に自動振替させていただきます。
- (2) 毎月 2 2 日に自動振替させていただく掛金は、翌月分の掛金です。
3. 振替ができなかった場合の取扱い
- (1) 預金残高不足等の理由により掛金が振替できなかった場合は、その翌月に 2 ヶ月分の掛金を併せて自動振替させていただきます。
- (2) この制度のほか、他の共済制度にもご加入の事業所については、掛金の振替口座を同一口座にすることを原則として全制度の掛金を合算してその口座より自動振替させていただきます。したがって、預金残高が全制度の掛金合計額に満たないときは、全制度の加入者全員について振替ができないこととなります。
- (3) 前月振替ができなかったために当月 2 ヶ月分を振替手配させていただいた結果、該当口座の預金残高が 2 ヶ月分の掛金合計額に満たないなどの理由により再び振替できなかった場合は、自動的に脱退の取扱いをします。契約は最初に振替ができなかった月の末日をもってその口座の全被保険者について効力を失います。
- (4) 初回から 2 ヶ月連続して振替ができなかった場合は自動的に加入申込を取消したものとみなします。

4. 月額掛金表

2022年4月現在（単位：円）

口数		3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口																																
死亡・高度障がい保険金		300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000																																
年 齢	性別	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円																																
15 歳	男性	1,029	1,372	1,715	2,058	2,401	2,744	3,087	3,430	3,619	3,808	3,997	4,186	4,375	4,564	4,753	4,942	5,131	5,320																																
～35 歳	女性	882	1,176	1,470	1,764	2,058	2,352	2,646	2,940	3,095	3,250	3,405	3,560	3,715	3,870	4,025	4,180	4,335	4,490																																
36 歳	男性	1,107	1,476	1,845	2,214	2,583	2,952	3,321	3,690	3,905	4,120	4,335	4,550	4,765	4,980	5,195	5,410	5,625	5,840																																
～40 歳	女性	1,005	1,340	1,675	2,010	2,345	2,680	3,015	3,350	3,546	3,742	3,938	4,134	4,330	4,526	4,722	4,918	5,114	5,310																																
41 歳	男性	1,236	1,648	2,060	2,472	2,884	3,296	3,708	4,120	4,378	4,636	4,894	5,152	5,410	5,668	5,926	6,184																																		
～45 歳	女性	1,074	1,432	1,790	2,148	2,506	2,864	3,222	3,580	3,799	4,018	4,237	4,456	4,675	4,894	5,113	5,332																																		
46 歳	男性	1,449	1,932	2,415	2,898	3,381	3,864	4,347	4,830	5,159	5,488	5,817	6,146	6,475																																					
～50 歳	女性	1,230	1,640	2,050	2,460	2,870	3,280	3,690	4,100	4,371	4,642	4,913	5,184	5,455																																					
51 歳	男性	1,770	2,360	2,950	3,540	4,130	4,720	5,310	5,900	6,336	6,772	7,208	7,644	8,080																																					
～55 歳	女性	1,416	1,888	2,360	2,832	3,304	3,776	4,248	4,720	5,053	5,386	5,719	6,052	6,385																																					
56 歳	男性	2,226	2,968	3,710	4,452	5,194	5,936	6,678	7,420																																										
～60 歳	女性	1,608	2,144	2,680	3,216	3,752	4,288	4,824	5,360																																										
61 歳	男性	3,012	4,016	5,020																																															
～65 歳	女性	1,905	2,540	3,175																																															
66 歳	男性	4,107																																																	
～70 歳	女性	2,325																																																	

71 歳～75 歳の方は 3 口が限度となり、新規加入、増額はできません。

口数	性別	71 歳	72 歳	73 歳	74 歳	75 歳
3 口	男性	5,145	5,613	6,156	6,786	7,530
	女性	2,856	3,102	3,390	3,708	4,053

- ※1. 上表の掛金には 1 口（病氣死亡保険金 100 万円）につき 98 円の制度運営費が含まれています。
- ※2. 上表の掛金は当団体の被保険者の保険総額が 500 億以上 1000 億未満の場合を表示しております。
更新後の掛金は更新時の保険料および当団体の保険金総額等により変更となる場合があります。
- ※3. 掛金をご加入時の保険年齢により、その後は毎年 4 月 1 日現在の保険年齢（6 ヶ月以下の端数は切捨て、6 ヶ月超は切上げて 1 年）により上表の掛金となります。

脱退・変更等の手続について

1. 変更の通知
- ご契約の内容に下記のような変更が生じた場合は、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。
- (1) 退職等による脱退、加入口数の減口（減額）、加入者氏名の変更（改姓）等

(2) 金融機関、口座番号、口座名義人、事業所名、所在地等の変更
- 折り返し本所より所定用紙（異動申込書等）を送付しますので、所定事項をご記入捺印のうえ、ご提出ください。
2. 変 更 日（異動年月日）
- 「増額・減額・脱退申込書」により届け出いただいた減額・脱退事項は、申込書が本所に到着した日の翌月 1 日付を脱退日または減額日として変更されます。したがって退職者等の脱退の届け出は、必ず退職日の当月末までに被保険者証を添付して「増額・減額・脱退申込書」により手続きをしてください。この場合、手続きが完了した翌月の 1 日が脱退日となります。
- ※なお、年度途中で脱退した場合は、脱退お申し出の月末まで保障し、お申し出の翌月分の掛金（届け出いただいた月に振替した掛金）をお返しします。
- ・届け出が遅れて退職日の翌月以降になったときは、実際の退職日には関係なく届け出いただいた月の末日が脱退日となります。

・脱退日の翌月分の掛金（届け出いただいた月に振替する掛金）は、届け出いただいた時点ではすでに振替手配済みとなっておりますので、いったんは振替させていただきますが、翌月末掛金振替口座にお返しします。

保険金および給付金の請求手続について

1. 事故発生のご連絡
- 保険金あるいは給付金の支払対象となる事故が発生した場合、書面か電話ですみやかに本所へご連絡ください。
2. 必要書類の受渡し
- ご連絡があり次第本所より所定用紙（支払請求書等）を送付しますので、必要書類一式を取り揃え、所定事項をご記入捺印のうえ、本所へご提出ください。
- (注意) 団体定期保険部分の保険金等の請求時には、次の方が請求内容について了知（支払請求書への署名・捺印）していることが必要です。
- (死亡保険金・災害保険金の場合)
- 労働基準法施行規則第 4 2 条および第 4 3 条に定める遺族補償を受けるべき者
- (高度障がい保険金の場合) 被保険者
- (障がい給付金・入院給付金の場合) 被保険者

<参考>労働基準法施行規則

第四十二条 遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）とする。 2 配偶者が不在場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。	第四十三条 前条の規定に該当する者が不在の場合においては、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前条第二項の規定に該当しないもの並びに労働者の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。 2 労働者が遺言又は使用者に対してした予告で前項に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、前項の規定にかかわらず、遺族補償を受けるべき者は、その指定した者とする。
--	---

3. 提出していただく書類

(1) 死亡保険金請求に必要な書類

- ・ 保険金支払請求書(所定用紙)
- ・ 死亡証明書
- ・ 被保険者証
- ・ 被保険者と了知者との続柄について確認できる戸籍謄本
※優先順位の遺族がないことが確認できる戸籍謄本

(2) 高度障がい保険金請求に必要な書類

- ・ 保険金支払請求書(所定用紙)
- ・ 障がい診断書(所定用紙)
- ・ 事故が原因のときは受傷状況通知書(所定用紙)、交通事故証明書(写しでも可)
- ・ 被保険者証

(3) 障がい給付金請求に必要な書類

- ・ 給付金支払請求書(所定用紙)
- ・ 障がい診断書(所定用紙)
- ・ 受傷状況通知書(所定用紙)、交通事故証明書(写しでも可)

(4) 入院給付金請求に必要な書類

- ・ 給付金支払請求書(所定用紙)
- ・ 入院証明書(所定用紙)
- ・ 受傷状況通知書(所定用紙)、交通事故証明書(写しでも可)

(注意) 上記(1)～(4)の書類のほかに引受生命保険会社の指示により他の書類を提出していただく場合があります。

※印は必要と認められる場合のみ提出していただきます。事業主が請求するときは支払請求書に、死亡の場合は遺族、その他の場合は被保険者本人の了知(署名・捺印)が必要です。

4. 保険金等の受取人

(1) 死亡保険金・災害保険金の場合

事業主(被保険者)が指定した保険金受取人にお支払いいたします。なお、死亡保険金の支払事由が生じる以前に指定された受取人が死亡(受取人の変更手続が未済のまま)している場合、指定受取人の順位をつぎのとおりとします。被保険者の①配偶者、②子(子が死亡している場合はその直系卑属)、③父母、④祖父母、⑤兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人の指定があったものとします。

(2) 高度障がい保険金・障がい給付金・入院給付金の場合

事業主(被保険者)が指定した保険金受取人が会社また個人事業主のときはこの保険金受取人に支払い、この保険金受取人が会社又は個人事業主以外の方のときは被保険者本人にお支払いします。

税務について

<記載の税務取扱は、2022年4月現在の税制に基づくものです。 今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません>

1. 掛 金

(1) 法人事業所が負担する場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は、全額福利厚生費として損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にはなりません。ただし、法人が役員のみを加入させた場合で配当金等が役員個人に帰属することとなっている場合の掛金は、その役員の所得税の対象となりますのでご注意ください。

(2) 個人事業所が負担する場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額福利厚生費として必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にはなりません。

(3) 被保険者本人が負担する場合

個人事業主および従業員が自身のために負担した掛金は所得税法上、生命保険料控除の適用を受けられます。なお、この場合お払込掛金のうち、本制度の制度運営費、災害保障特約分の保険料を除いた金額が生命保険料控除の対象となります。(配当金がある場合は、この配当金(相当額)も差し引きます)

(4) 生命保険料控除のため証明書の発行

生命保険料控除をうけるために必要な証明書については、毎年10月下旬より本所で発行依頼の受付をします。この依頼にもとづき11月初旬に生命保険料控除証明書を本所で発行し、送付します。

ただし、当年12月1日加入の場合、発行は12月以降となります。

※一度発行依頼すれば毎年発送されます。

2. 死亡保険金・災害保険金

(1) 事業所が掛金を負担し、事業所が受取人である場合、事業所が受取った死亡保険金は雑収入として一旦収益に計上し、これを死亡退職金または弔慰金(注1)として支払った時点で損金(必要経費)扱いとなります。

(注1) 死亡退職金または弔慰金として相続人たる遺族に支払われた場合は、相続税法上のみなし相続財産となります。

(2) 被保険者本人が掛金を負担し、その家族が受取人である場合

相続税法上非課税扱いの特典があります。

3. 高度障がい保険金・障がい給付金・入院給付金

(1) 事業所が掛金を負担し、事業所が受取人である場合

事業所が受取った高度障がい保険金、障がい給付金、入院給付金は雑収入として一旦収益に計上し、これを見舞金(注2)として支払った時点で損金(必要経費)扱いとなります。

(注2) この見舞金については社会通念上妥当と認められる金額であれば所得税は課せられません。

(2) 被保険者本人が掛金を負担し、本人が受取る場合

被保険者本人が受取った高度障がい保険金、障がい給付金、入院給付金は非課税とされる保険金等と見なされ、所得税は課せられません。

配当金について

毎年3月末日付で1年間の収支について決算をおこない、剰余金が生じたときは配当金として掛金振替口座へお支払いします。配当金は各委託生命保険会社のお支払時期の前年度決算および委託割合により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません（収支決算の結果、配当金が0となる年度もありえます）。なお、この配当金は生命保険会社が定める方法によって計算されます。

団体定期保険の約款について

つぎの各事項は、この制度の運営の基準となる生命保険会社の「団体定期保険普通保険約款および同災害保障特約条項」をこの制度との関連で要約したものです。責任の開始日（効力発生日）、保険金等が支払われる場合、支払われない場合等重要な事項が記されておりますので、ご加入に際し必ずご確認ください。

1. 告知義務

この団体定期保険（以下「この保険」といいます）への加入申込の際に生命保険会社が加入資格のある各被保険者（1頁参照）の健康状態に関し、書面で告知を求めた事項について、被保険者はその書面で生命保険会社に告知しなければなりません。（普通保険約款第8条）

2. 保険期間

この保険契約の保険期間は契約日（この制度の発足日である1974年10月1日をいいます）または「13. 保険契約の更新（14頁）」に定める更新日から起算して1年とします。（普通保険約款第9条）

3. 責任開始日（効力発生日）

各事業主からこの保険への加入申込を生命保険会社が承諾した場合、生命保険会社は加入日（この「しおり」に定める加入日をいいます。以下同じ）からこの保険の契約上の責任を開始します。なお、加入申込に際しては、被保険者の同意を必要とします。（普通保険約款第10、12条）

4. 保険料の計算

生命保険会社は毎年の更新日にその日現在における被保険者の年齢および加入口数にもとづいて、この保険の保険料を計算し、その年度における保険料を定めます。（普通保険約款第13、14条）

5. 保険金等の支払

（1）死亡保険金の支払

- ①被保険者が保険期間中に死亡した場合は、その被保険者について定められた額の死亡保険金が生命保険会社から本所に支払われます。
- ②被保険者の生死が不明の場合でも、生命保険会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金が支払われます。
- ③本項①②の規程によって死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について高度障がい保険金の請求があっても生命保険会社はこれを支払いません。（普通保険約款第20条）

（2）高度障がい保険金の支払

- ①被保険者が加入日以後に傷害をうけ、または疾病によって保険期間中に別表4の給付割合表（以下「給付割合表」といいます）第1級に定める高度障がい状態のいずれかになった場合は、その被保険者について定められた死亡保険金額と同額の高度障がい保険金が生命保険会社から本所に支払われます。この場合、その被保険者の加入日前にすでに生じていた障がい状態に、加入日以後の傷害、または疾病（加入日前にすでに生じていた障がい状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります）を原因とする障がい状態が新たに加わって高度障がい状態になったときを含みます。
- ②本項①の定めによって高度障がい保険金が支払われた場合には、生命保険会社はその被保険者にかかる契約を高度障がい状態になったときに消滅したものと取り扱います。（普通保険約款第2

2条)

(3) 災害保険金の支払

- ①被保険者が保険期間中につきの各号のいずれかに該当した場合は、その被保険者について定められた額の災害保険金が生命保険会社から本所に支払われます。
 1. 被保険者が、その加入日以後に発生した別表2の「対象となる不慮の事故」に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます)により傷害をうけ、その傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき。
 2. 被保険者がその加入日以後に発病した別表3に定める感染症を直接の原因として死亡したとき。
- ②生命保険会社は、本項①の定めによって災害保険金を支払う場合に、その被保険者について災害保険金の支払の原因となった不慮の事故と同一の事故を原因として「(4) 障がい給付金の支払」に定める障がい給付金の支払請求を受け、あるいはすでに支払っているときには、その金額を支払うべき災害保険金額から差し引きます。
- ③本項①の定めによる災害保険金の支払後に同一の被保険者について、災害保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故を原因とする障がい給付金の支払請求を受けても生命保険会社はこれを支払いません。(特約条項第5条)

(4) 障がい給付金の支払

- ①被保険者がその加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ保険期間中に給付割合表に定める身体障がいのいずれかの状態に該当した場合は「(5) 障がい給付金の額」に定める障がい給付金が生命保険会社から本所に支払われます。
- ②本項①において同一の被保険者について2回以上にわたって障がい給付金の支払事由が発生した場合、その支払事由が同一の不慮の事故によるときは、通算して災害保険金の10割が限度となり、また異なる不慮の事故によるときは、同一の保険期間において通算して災害保険金の10割が限度となります。(特約条項第7条)

(5) 障がい給付金の額

- ①生命保険会社から支払われる障がい給付の額はつぎの各号のとおりとなります。
 1. 身体障がいの状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合は、その被保険者について定められた災害保険金額に給付割合表のその種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額。
 2. 身体障がいの状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごとに前号1の規定を適用して得られる金額の合計額。ただし、別表5に定める身体の同一部位(以下「同一部位」といいます)に生じた2種目以上の障がいについては、そのうち最も上位の種目についてのみ前号1の定めを適用して得られる金額。
- ②本項①の各号の適用にあたって、すでに給付割合表に該当する身体障がいがあり、その障がい(本項において「前障がい」といいます)と同一部位に新たに生じた身体障がいについては、前障がいを含めた新たな身体障がいの状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障がいの状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合が、その身体障がいについての給付割合となります。(特約条項第8条)

(6) 入院給付金の支払

- ①被保険者がその加入日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に別表6に定める病院または診療所に別表7に定める入院をし、かつその傷害の治療を目的とする入院日数が5日以上となった場合は、その被保険者について定められた災害保険金額の1,000分の1.5に保険期間中のその入院日数を乗じて得られる金額が入院給付金として生命保険会社から本所に支払われます。
- ②同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算して本項①の定めが適用されます。
- ③被保険者が本項①②に定める入院を保険期間中に開始し、保険期間の満了日を含んで引き続き入院している場合に、この特約が更新されないとき、またはその被保険者がこの特約の更新時にこの保険契約から除外されたときは、この保険期間経過後の入院日数(その入院の退院日までの入院日数をいいます)に関しては、保険期間中の入院として本項①②に定めるところによって入院給付金が支払われます。

- ④同一の被保険者についての入院給付金は、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます)が限度となります。
- ⑤同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複しては支払われません。
- ⑥本項⑤の定めによって入院給付金の支払われない入院日数は、本項④に定める同一の不慮の事故による入院給付金の支払限度の入院日数の計算には算入されません。(特約条項第10条)

6. 保険金等が支払われない場合

(1) 死亡保険金が支払われない場合

死亡保険金の支払事由が下記の各号のいずれかによって生じた場合には生命保険会社は死亡保険金を支払いません。

- ①被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には死亡保険金が支払われます。
- ②事業主の故意
- ③死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その他の死亡保険金受取人にその残額が支払われます。
- ④戦争、その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと生命保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金を支払い、または削減された金額が支払われます。(普通保険約款第25条)

(2) 高度障がい保険金が支払われない場合

高度障がい保険金の支払事由が下記の各号のいずれかによって生じた場合には、生命保険会社は高度障がい保険金を支払いません。

- ①事業主または被保険者の故意
- ②高度障がい保険金受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人に支払います。
- ③戦争その他の変乱。この場合には前項④のただし書が準用されます。(普通保険約款第26条)

(3) 災害保険金、障がい給付金または入院給付金が支払われない場合

①災害保険金、障がい給付金または入院給付金の支払事由が下記の各号のいずれかによって生じた場合には、生命保険会社は災害保険金、障がい給付金または入院給付金を支払いません。

- ＜1＞事業主または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- ＜2＞受取人の故意または重大な過失によるとき。ただしその者が一部の受取人である場合には、その他の受取人にその残額が支払われます。
- ＜3＞被保険者の犯罪行為によるとき。
- ＜4＞被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき。
- ＜5＞被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- ＜6＞被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- ＜7＞被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- ＜8＞地震、噴火または津波によるとき。
- ＜9＞戦争、その他の変乱によるとき。

②前項＜8＞または＜9＞の事由によって死亡し、または身体障がいの状態になり、または入院した被保険者の数の増加が、この保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと、生命保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、災害保険金、障がい給付金または入院給付金を支払いまたは削減された金額が支払われます。(特約条項第14条)

7. 告知義務違反による解除

- (1)「1. 告知義務」に定める告知の際に、事業主または被保険者自身が故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、生命保険会社はその被保険者についての契約を将来に向かって解除することができます。

- (2) 被保険者が死亡し、または高度障がい状態になった後においても、生命保険会社は前項の定めによってその被保険者についての契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金または高度障がい保険金が支払われません。もし、すでに死亡保険金または高度障がい保険金が支払われているときは、その返還を請求されます。ただし、事業主、被保険者または保険金受取人が、被保険者の死亡または高度障がい状態が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合には、死亡保険金または高度障がい保険金が支払われます。
- (3) 告知義務違反による解除は、生命保険会社より本所に対する通知によって行われます。(本所が前項による通知を受けたときは、遅滞なくその旨を事業主に通知します。ただし、正当な事由によって事業主に通知できない場合には被保険者または保険金受取人に通知します)
- (4) 次の各号の場合には生命保険会社は、前項(1)または(2)の解除をすることはできません。
 - ①生命保険会社が加入の際に解除の原因となる事実を知っていた場合、または過失のため知らなかった場合
 - ②保険媒介者が、事業主またはその被保険者が「1. 告知義務」の告知をすることを妨げたとき
 - ③保険媒介者が、事業主またはその被保険者に対し、「1. 告知義務」の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (5) 告知義務違反のときの生命保険会社の解除権はつぎの各号の場合には消滅します。
 - ①生命保険会社が解除の原因を知ったときから1ヵ月以内に解除しなかったとき。
 - ②その被保険者の加入日から起算して1年以内に死亡保険金または高度障がい保険金の支払事由が生じなかったとき。(普通保険約款第28条)

8. 重大事由による解除

次に定める事由が保険契約者によって生じた場合にはこの保険契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向けて解除することができます。

保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 反社会的勢力により団体もしくは被保険団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (普通保険約款第29条)

9. その他の解除等

- (1) 生命保険会社は、被保険者の数が、生命保険会社の定める数未満で次回更新時まで回復の見込みがない場合として、契約申込書等の契約者との合意内容に係る書面により定めたものに該当した場合には、将来に向けてこの保険契約を解除することができます。
 - (2) 詐欺による取消または不法取得目的による無効
 - ①事業主または被保険者の詐欺によりこの保険契約を締結、更新または被保険者を中途加入させたときは、生命保険会社は、事業主の詐欺による場合にはこの保険契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
 - ②この保険契約の締結、更新または被保険者の中途加入の際に、事業主に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約を、被保険者に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- (普通保険約款第30、32条)

1 0. 保険金等の請求手続

- (1) 保険金等の請求に際して生命保険会社所定の書類(7 頁)「保険金および給付金の請求手続について」に定める書類をいいます)により請求することを要します。
- (2) 生命保険会社が必要と認めたときは、上記の書類以外の書類の提出を求め、さらに事実の確認をおこなうことがあります。
- (3) 生命保険会社より本所への保険金等の支払は、その請求に必要な書類が本所を経由して生命保険会社に到着した日の翌日からその日を含めて5 営業日以内におこなわれます。
- (4) 事実の確認に際し、事業主、被保険者または保険金受取人が保険会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで死亡保険金または高度障がい保険金を支払いません。また保険会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。(普通保険約款第2 1、2 3、2 4 条) (特約条項第6、9、1 1、1 2 条)

1 1. 死亡保険金額の増額(加入口数の増口)

- (1) 事業主は、被保険者の同意および生命保険会社の承諾を得て(2 頁)「加入口数」に定める限度内で保険契約の全部または一部の被保険者について死亡保険金額(口数)を増額(増口)することができます。
- (2) 「1. 告知義務」「3. 責任開始日」「6. 保険金等が支払われない場合(1) ①」「7. 告知義務違反による解除」および「1 1. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理」の定めは前項による死亡保険金の増額の場合に、その増額部分について準用されます。(普通保険約款第3 4 条)

1 2. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理

(1) 年齢の計算

被保険者の年齢は満年で計算し、1 年未満の端数月数については6 ヶ月以下のものは切り捨て、6 ヶ月を超えるものは切り上げて1 年とします。(普通保険約款第4 0 条)

(2) 年齢または性別の誤りの処理

被保険者の年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおり取り扱います。

①その被保険者の加入日およびその事実が発見された時の実際の年齢が(1 頁)「加入資格」に定める年齢の範囲外であったときは、この保険契約のその被保険者に対する部分は無効となり保険料を更正します。

②前号以外のときは、生命保険会社の定める方法で処理されます。

被保険者の性別の誤りがあった場合には生命保険会社の定める方法で処理されます。(普通保険約款第4 1 条)

1 3. 必要事項の報告

事業主は生命保険会社が被保険者の就業状況その他この保険契約上必要な事項について照会した場合には、遅滞なく報告することを要します。(普通保険約款第4 2 条)

1 4. 保険契約の更新

この保険契約は、保険期間の満了の日までに事業主から本所に更新しない旨の通知がない限り、保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されることになり、この日が更新日となります。(普通保険約款第4 4 条)

1 5. 配当金

生命保険会社は、毎年この保険の保険期間満了日現在で生命保険会社の定める方法で配当金を計算しこれを本所に支払います。(普通保険約款第4 3 条)

1 6. 時効

死亡保険金、高度障がい保険金、その他この保険契約にもとづく諸支払金を請求する権利は、その支払事由が生じた時から3 年間請求がない場合には消滅します。(普通保険約款第4 6 条)

浜松商工会議所団体保険（プラタナス）

共済制度見舞金・祝金支給規程

（この規程の趣旨）

この規程は加入者が不慮の事故によって通院した時、または病気の治療を目的として入院した時、それぞれ一定の通院日数、入院日数を超えた場合に見舞金、また結婚をした時に結婚祝金・満20歳の誕生日を迎えた時にはたち祝金・お子様が誕生した時に出生祝金を支払うことを主な目的とします。

（責任開始期）

第1条 この規程は団体保険（プラタナス）共済制度（以下「主契約」といいます。）の加入日と同時に効力を有します。

（保障期間）

第2条 この規程の保障期間は主契約の保障期間と同一とします。

（失効）

第3条 主契約が効力を失った場合にはこの規程も同時に効力を失います。

（見舞金の支払）

第4条 会議所は、加入者がこの規程の保障期間中に次の各号のいずれかに該当した場合に、その加入者について定められた額の見舞金を支払います。

- （1）不慮の事故を原因として、5回（5日）以上通院した時は、その一事故につき1口につき一律3,000円とする。
- （2）①病気の治療を目的として、1日以上4日以下の入院の時は、1口につき一律2,000円とする。
②病気の治療を目的として、5日以上29日以下の入院の時は、1口につき一律3,000円とする。
③病気の治療を目的として、30日以上入院の時は、1口につき一律5,000円とする。
ただし、同一の病気の治療を目的として2回以上入院し、その入院日数が5日以上になった時は、1口につき3,000円、30日以上となった時は、1口につき一律5,000円を限度とする。

（結婚・はたち・出生祝金の支払）

第5条 会議所は、加入者がこの規程の保障期間中に下記事項に該当した場合にその加入者について定められた額の結婚・はたち・出生祝金を支払います。

2. 給付要件

- （1）加入後、6ヶ月経過していること
 - （2）増口後、6ヶ月経過していること
- 但し、6ヶ月を経過していない場合は、増口前の口数を支給対象とする。

3. 給付額

- （1）加入者が結婚した時は、1口につき一律2,000円とする。
- （2）加入者が満20歳の誕生日を迎えた時は、1口につき一律2,000円とする。
- （3）加入者またはその配偶者が出産した時は、1口につき一律2,000円とする。

(見舞金の請求手続)

第6条 加入者は、第4条に規程する見舞金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに会議所に通知していただきます。

2 見舞金の受取人は会議所に次の書類を提出して見舞金を請求していただきます。

・見舞金請求書

3 会議所は前項以外の書類の提出を求める場合もあります。

(結婚・はたち・出生祝金の請求手続)

第7条 加入者は、第5条に規程する結婚祝金の支払、はたち祝金の支払、出生祝金の支払事由が生じたことを知った場合は、すみやかに会議所に通知していただきます。

2 結婚、はたち、出生祝金の受取人は会議所に次の書類を提出して結婚、はたち、出生祝金を請求していただきます。

・団体保険（プラタナス）共済制度御祝金申請書

・結婚祝金は証明書として婚姻受理証明書、戸籍謄本または抄本のいずれかの写し。

・はたち祝金は身分証明書、健康保険者証、運転免許証のいずれかの写し。

・出生祝金の証明書として母子健康手帳（出生届出済証明掲載頁）、出生届受理証明書、出生届け出後の同居家族全員の住民票または戸籍謄本のいずれかの写し。

3 会議所は前項以外の書類の提出を求める場合もあります。

(見舞金・結婚・はたち・出生祝金を支払わない場合)

第8条 会議所は、加入者が第4条、第5条の指定に該当した場合であっても、次の各号による時は、見舞金・結婚・はたち・出生祝金を支払いません。

(1) 事業主または加入者の虚偽の申請による時

(2) 見舞金受取人の故意による時

(3) 結婚・はたち・出生祝金受取人の虚偽の申請による時

(4) 結婚・はたち・出生祝金の受取のみを目的に、故意による加入後、直ちの減口、または、増口後、直ちの減口があった場合は、祝金支払いの停止、または、増口前の口数により支払うものとする。

(時効)

第9条 見舞金を請求する権利は、その支払事由が生じた時から3年間請求がない場合には消滅します。

2 結婚祝金を請求する権利は、婚姻届け提出後、1年間請求がない場合には消滅します。

3 はたち祝金を請求する権利は、満20歳の誕生日を迎えた後、1年間請求がない場合には消滅します。

4 出生祝金を請求する権利は、出生届け出提出後、1年間請求がない場合には消滅します。

(その他)

第10条 この規程に別段定めがない場合にはその都度協議します。

附 則

(実施の時期)

1. 本規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

(実施の時期)

1. 本規定は、昭和52年4月1日から施行する。

(第4条改定)

附 則

(実施の時期)

1. 本規程は、平成9年4月1日から施行する。

(結婚・成人祝金を付加する)

附 則

(実施の時期)

1. 本規程は、平成15年4月1日から施行する。

(出生祝金を付加する)

附 則

(実施の時期)

1. 本規程は、平成18年6月1日から施行する。

(結婚・成人・出生祝金の支払給付要件を付加する。)

附 則

(実施の時期)

1. 本規程は、2021年4月1日より実施する。

(第4条修正)

(実施の時期)

1. 本規程は、2022年4月1日より実施する。

(成人祝金からはたち祝金への名称変更)

〈別表 1〉 死亡保険金、高度障がい保険金、災害保険金、障がい給付金および入院給付金額表

口数 保険の種類		3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口
1	死亡保険金 (万円)	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000
2	高度障がい保 険金(万円)	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000
3	災害保険金 (万円) * 死亡保険金 に加算	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
4	障がい給付金 (万円) 第1級～第6級 (程度により)	30	40	50	60	70	80	90	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		～ 300	～ 400	～ 500	～ 600	～ 700	～ 800	～ 900	～ 1,000	～ 1,000	～ 1,000	～ 1,000	～ 1,000	～ 1,000	～ 1,000	～ 1,000	～ 1,000	～ 1,000	～ 1,000
5	入院給付金 (円) * 1日につき (120日限度)	4,500	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

〈別表 2〉対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表 1 に定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、1994 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）に準拠」に記載された分類のうち表 2 に定めるものをいいます（ただし、表 2 の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 （疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表 2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）		
2. 不慮の損傷のその他の要因（W00～X59）		・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）		
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注 1）		・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）		
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）		
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）		・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥（吸引）胃内容物の誤嚥（吸引）（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥（吸引）（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥（吸引）（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）		・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火炎への曝露（X00～X09）		
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）		
・ 有害動植物との接触（X20～X29）		
・ 自然の力への曝露（X30～X39）		・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物資への曝露（X40～X49）（注 2）（注 3）		・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）		・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）		

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・ 合法的処刑 (Y35. 5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療所上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59)	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

(注 1) 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

(注 2) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性、食事性、中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

(注 3) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

〈別表 3〉対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成 6 年 1 0 月 1 2 日総務庁告示第 7 5 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 1 0 （2 0 0 3 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 0 0
腸チフス	A 0 1 . 0
パラチフス A	A 0 1 . 1
細菌性赤痢	A 0 3
腸管出血性大腸菌感染症	A 0 4 . 3
ペスト	A 2 0
ジフテリア	A 3 6
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A 8 0
ラッサ熱	A 9 6 . 2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A 9 8 . 0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A 9 8 . 3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A 9 8 . 4
痘瘡	B 0 3
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りです)	U 0 4

※新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。）であるものに限りです。）を含めます。

〈別表４〉 給付割合表

等級	身体障がい	給付割合
第１級 (高度障がい)	１．両眼の視力を全く永久に失ったもの ２．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ３．中枢神経系または精神、胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの ４．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ５．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ６．１上肢を手関節以上で失い、かつ１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ７．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの	１０割
第２級	８．１上肢および１下肢の用を全く永久に失ったもの ９．１０手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの １０．１肢に第３級の１３から１５までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の１肢に第３級の１３から１５までまたは第４級の２１から２５までのいずれかの身体障がいを生じたもの １１．両耳の聴力を全く永久に失ったもの	７割
第３級	１２．１眼の視力を全く永久に失ったもの １３．１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの １４．１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの １５．１手の５手指を失ったかまたは第１指(母指)および第２指(示指)を含んで４手指を失ったもの １６．１０足指を失ったもの １７．脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	５割
第４級	１８．両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの １９．言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの ２０．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの ２１．１上肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの ２２．１下肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの ２３．１下肢が永久に５センチ以上短縮したもの ２４．１手の第１指(母指)および第２指(示指)を失ったかまたは第１指(母指)および第２指(示指)のうち少なくとも１手指を含んで３手指以上を失ったもの ２５．１手の５手指の用を全く永久に失ったかまたは第１指(母指)および第２指(示指)を含んで３手指以上の用を全く永久に失ったもの ２６．１０足指の用を全く永久に失ったもの ２７．１足の５足指を失ったもの	３割
第５級	２８．１上肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの ２９．１下肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの ３０．１手の第１指(母指)もしくは第２指(示指)を失ったか、第１指(母指)もしくは第２指(示指)を含んで２手指を失ったかまたは第１指(母指)および第２指(示指)以外の３手指を失ったもの ３１．１手の第１指(母指)および第２指(示指)の用を全く永久に失ったもの ３２．１足の５足指の用を全く永久に失ったもの ３３．両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの ３４．１耳の聴力を全く永久に失ったもの ３５．鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの ３６．脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	１．５割
第６級	３７．１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの ３８．１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの ３９．１下肢が永久に３センチ以上短縮したもの ４０．１手の第１指(母指)もしくは第２指(示指)の用を全く永久に失ったか、第１指(母指)もしくは第２指(示指)を含んで２手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第１指(母指)および第２指(示指)以外の２手指もしくは３手指の用を全く永久に失ったもの ４１．１手の第１指(母指)および第２指(示指)以外の１手指または２手指を失ったもの ４２．１足の第１指(母指)または他の４足指を失ったもの ４３．１足の第１指(母指)を含んで３足指以上の用を全く永久に失ったもの	１割

(備考)

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障がい（視力障がい）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「視力に著しい障がいを永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは、視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障がい

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「言語の機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、語音構成機能障がい、脳言語中枢の損傷、発声器官の障がいのため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

(4) 「そしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障がい（聴力障がい）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4 \cdot (a + 2b + c)$ の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で、回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障がいを永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4 \cdot (a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で、回復の見込のない場合をいいます。

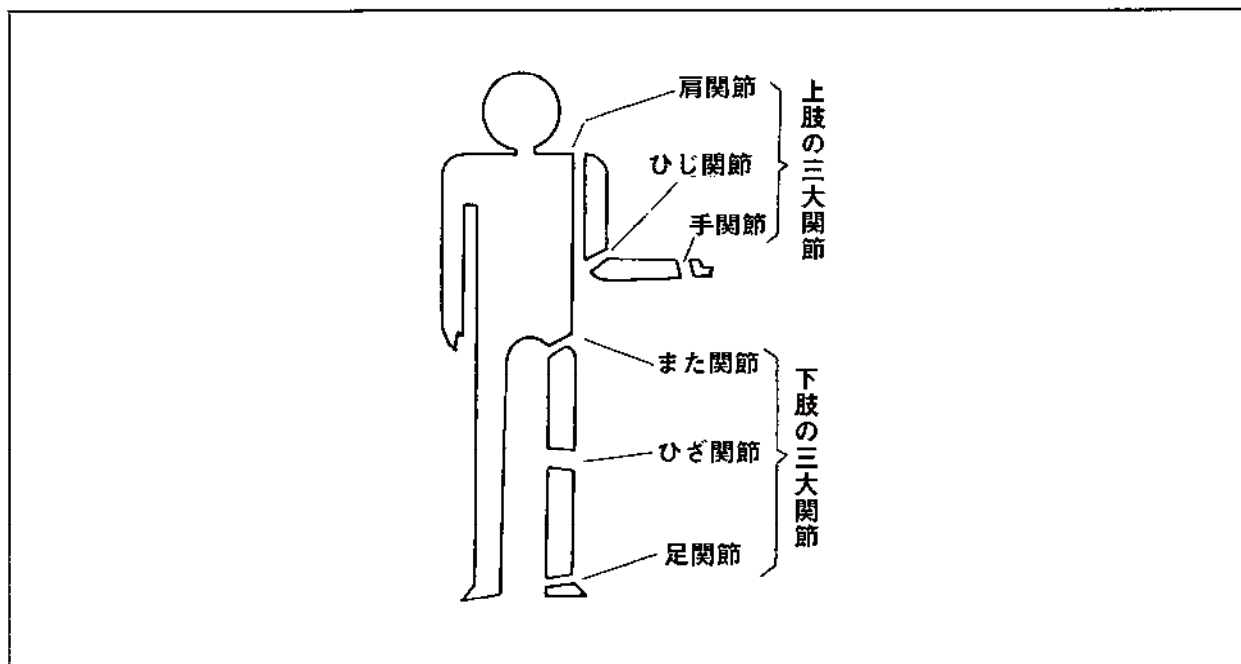
6. 鼻の障がい

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で、回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障がい

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

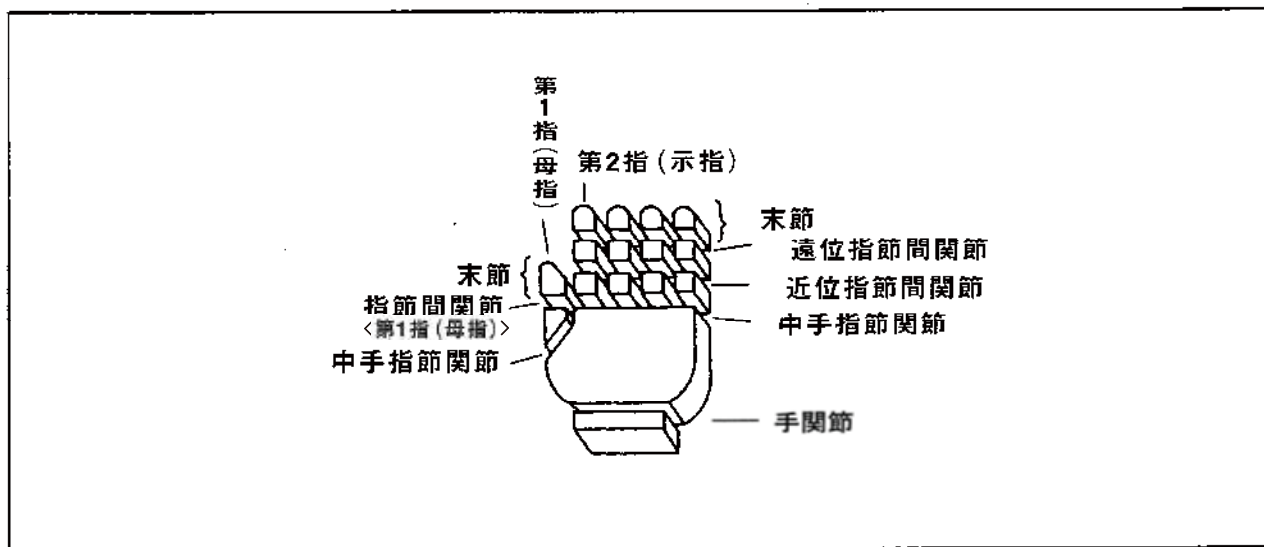


8. 脊柱の障がい

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が、通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障がい」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障がい」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

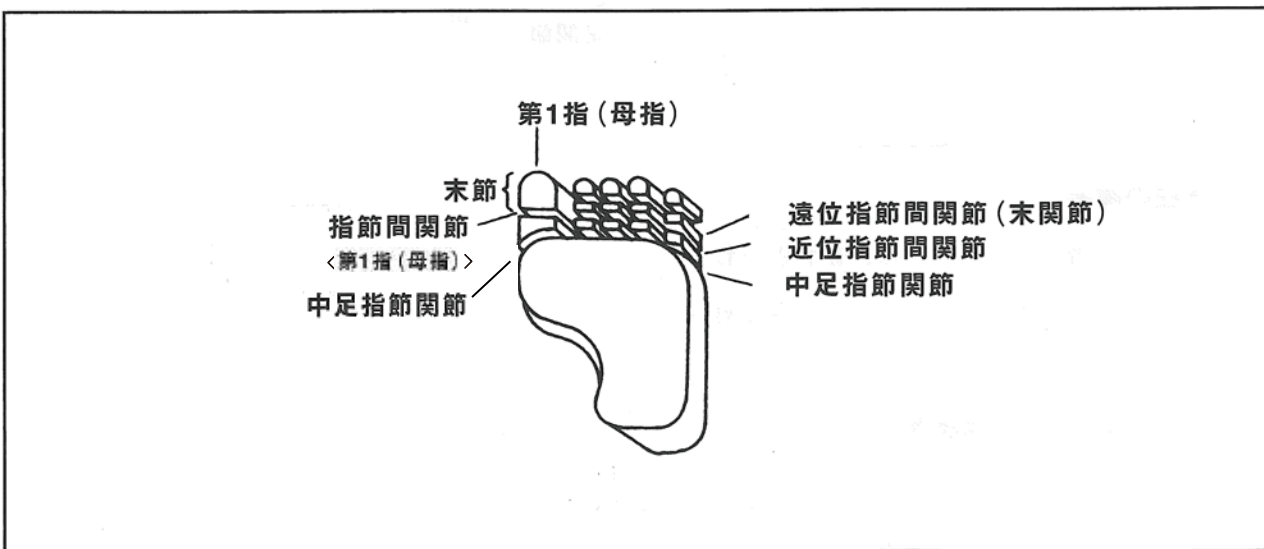
9. 手指の障がい

- (1) 手指の障がいについては、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障がいにつきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。



10. 足指の障がい

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。



<別表5>身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表4の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障がいには該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

<別表6>病院または診療所

「病院または診療所」とは次の(1)、(2)のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、生命保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）
- (2) (1) の場合と同等と生命保険会社が認めた日本国外にある医療施設

<別表7>入院

「入院」とは、医師（生命保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

個人情報のお取り扱いについて

浜松商工会議所（以下「本会議所」という。）は、当制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄）を当制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。

また、委託保険会社および事務委託会社（日本システム収納株式会社）へ提供します。委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。

また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、本会議所、再保険会社および他の保険会社等に提供します。事務委託会社は、受領した個人情報を、口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

－保険金受取人の個人情報のお取り扱いについて－

ご指定いただいた保険金受取人（以下、受取人）の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

－委託保険会社における機微（センシティブ）情報のお取り扱いについて－

個人情報のうち保健医療等の機微（センシティブ）情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

この制度についてのお問い合わせは

浜松商工会議所 会員共済課

〒432-8501 浜松市中区東伊場 2-7-1
TEL 053-452-1113 FAX 053-452-6685
ホームページ: <https://www.kyosai.net/>

委託保険会社

大同生命保険株式会社（事務幹事会社）
アクサ生命保険株式会社（副幹事会社）
大樹生命保険株式会社
メットライフ生命保険株式会社

住友生命保険相互会社
第一生命保険株式会社
富国生命保険相互会社
日本生命保険相互会社